

第 1 3 9 回

山 梨 県 都 市 計 画 審 議 会

参 考 資 料

○参考資料 1

都市計画区域マスタープランの変更と区域区分の都市計画について

○参考資料 2

都市計画法第 18 条第 1 項の市町村意見聴取状況報告

○参考資料 3

都市計画法第 17 条第 2 項の規定による住民等の意見書の状況報告

○参考資料 4

第 138 回山梨県都市計画審議会 議案書抜粋

都市計画区域マスタープランの変更と区域区分の都市計画について

●区域区分の都市計画制度概要

区域区分制度(線引き制度)の人口による市街化区域の規模については、「人口フレーム方式」により運用されているが、その根拠となる「目標年次の人口の規模」は「都市計画区域マスタープラン」に記載されている。

●「目標年次の人口の規模」(甲府都市計画区域の市街化区域内人口)の変更

今回の都市計画区域マスタープランの変更は以下のとおりである。

現行(平成 16 年策定)			変更案		
甲府都市計画区域			甲府都市計画区域		
年次 区分	平成 12 年 (基準年)	平成 22 年 (目標年)	年次 区分	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口	296 千人	304 千人	都市計画区域内人口	296 千人	285 千人
市街化区域内人口	262 千人	283 千人	市街化区域内人口	261 千人	254 千人
注:平成 22 年の市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。					

●区域区分の都市計画

直近の区域区分の都市計画変更では以下のとおりとなっている。

	平成 12 年 (基準年)	平成 22 年 (目標年)
都市計画区域内人口	296 千人	304 千人
市街化区域内人口	262 千人	283 千人
配分する人口	—	266 千人
保留する人口	—	17 千人
特定保留	—	—
一般保留	—	17 千人

今回、区域区分の都市計画変更は行わないが、人口フレームの根拠となる「目標年次の人口の規模」が都市計画区域マスタープランの変更により変わるため、都市計画区域マスタープランの変更後は人口フレームを以下のとおりとして取り扱う。

	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口	296 千人	285 千人
市街化区域内人口	261 千人	254 千人
配分する人口	—	254 千人
保留する人口	—	0 千人
特定保留	—	—
一般保留	—	—

●市街化区域内人口の将来推計

全国的な人口減少を鑑み、国立社会保障・人口問題研究所の平成 17 年国勢調査を基準に行った将来推計値と整合を図った上で、市街化区域と市街化調整区域の人口配分割合を市町村毎に推計し、以下のとおりの結果となっている。

表 甲府都市計画区域の市街化区域人口

		H17	H22	H27	H32
甲府市	市街化区域人口	168,134	165,142	160,993	155,933
	世帯構成人員数	2.40	2.33	2.28	2.24
	世帯数	70,056	70,876	70,611	69,613
甲斐市	市街化区域人口	55,841	56,444	56,463	56,213
	世帯構成人員数	2.68	2.61	2.54	2.48
	世帯数	20,836	21,626	22,230	22,667
中央市	市街化区域人口	23,726	25,031	26,233	27,234
	世帯構成人員数	2.67	2.60	2.54	2.48
	世帯数	8,886	9,627	10,328	10,981
昭和町	市街化区域人口	13,328	14,017	14,429	14,727
	世帯構成人員数	2.55	2.44	2.39	2.34
	世帯数	5,227	5,745	6,037	6,294
甲府都市計画区域	市街化区域人口	261,029	260,634	258,118	254,107
	世帯構成人員数	2.49	2.42	2.36	2.32
	世帯数	105,005	107,874	109,206	109,555

●目標年次の産業の規模(産業フレームの将来見通し)

工業フレーム、商業フレームについては、明確なフレーム方式の運用が行われていない(個別の具体的な開発事案等による調整が一般的である。)ため、区域区分の都市計画上に明確な設定は行っていない。

従来、都市計画区域マスタープランには、「工場出荷額」及び「卸小売販売額」の将来見通しを工業フレーム、商業フレームのそれぞれに係る一つの指標として示してきたが、今回の都市計画区域マスタープランでは、「工場出荷額の将来見通し」のみを甲府盆地7都市計画区域全体として都市計画区域マスタープランに参考として示すに留めている。

1. 甲府盆地7、身延、富士北麓、都留、大月及び上野原の各都市計画区域マスタープランに対する意見

- ・甲斐市が意見書を提出(甲府盆地7都市計画区域マスタープランに対する意見)
- ・その他の市町村については意見無し

2. 甲斐市意見要旨と県の見解

	甲斐市意見要旨(甲斐都第 12-57 号)	県の見解
塩崎駅周辺(ラザウォーク甲斐双葉周辺)の地域拠点への選定の要望	山梨県都市計画マスタープランにおいて拠点の選定は、前回の国勢調査や事業所・企業統計調査のデータを基に選定され、現在の状況などは反映されずに評価されている。 また、「ラザウォーク甲斐双葉」周辺は、市のまちづくり方針に基づいて平成23年度からは塩崎駅周辺整備事業に着手し、また、公共交通との連携などの施策に取り組んでいる。 以上より、塩崎駅を中心とした地域が地域拠点に選定されることを要望する。	塩崎駅周辺については、昨年度策定した山梨県都市計画マスタープランにおいて当時最新の各種データを基に評価を行っており、その結果、地域拠点の選定条件を満たしません。(仮に昼間人口を評価しても地域拠点の条件は満たしません。)今後、当該地区が地域拠点を目指していくためには、広域的に都市構造に影響を与える都市機能を集約していく拠点として相応しいと考えられるよう、計画的な土地利用計画を示し、より一層の都市機能の集積、人口の集積を図っていくこと、また、塩崎駅を中心とした周辺の都市基盤整備を行っていくなど、これまで以上に計画的なまちづくりを行っていく必要があると考えます。
素案修正に関する手続き	素案修正の内容については、地域への説明を行い、地域の理解を得ることを要望する。	素案の修正については、素案に対する地域からの意見を慎重に検討した上で修正しています。また、修正内容は早期のホームページでの公開、都市計画法 17 条第 1 項に規定する縦覧により周知しております。
大規模集客施設の立地に係る土地利用	「ただし、拠点エリア外のうち高速道路インターチェンジ周辺等及び既存の大規模集客施設周辺で、広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、周辺市町村との広域調整が整う見込みがある場合にはこの限りでない。」に変更を要望する。	都市構造への広域的な影響については、特に交通上の影響が大きく、外部不経済への対応として交通計画上の要衝となる高速道路インターチェンジ周辺等の施設を提示しました。大規模集客施設単体を捉えると、一般的に施設そのものが外部不経済性に対応しているとは考えられません。
市街化区域の拡大	マスタープランにおいて、農業振興に適さない地域、一定の手法で開発を誘導する地域及び甲府都市計画区域の中核拠点に指定されている地区に隣接する地域の土地利用については、将来的に市街化の方向を示しているため、市街化区域に編入するよう要望する。	甲府都市計画区域における市街化区域の人口はすでに減少しており、この傾向は今後も継続するものと予想されております。このような状況下において、新たに市街化区域を拡大することはできないものと考えます。

都市計画区域マスタープラン 意見書概要No.1

意見対象	甲府盆地7都市計画区域マスタープラン
意見者数	1名
意見書提出日	平成23年1月19日

見解及び対応	
意見要旨	
該当頁	
該当項目	
P.10-11	<p>意見者所有の土地(甲斐市内市街化調整区域)を市街化区域に編入することを要望する。</p> <p>意見者所有の土地(甲斐市内市街化調整区域)を市街化調整区域として維持する理由を示すこと。</p> <p>○ 甲府市、甲斐市、中央市の3市においては、1つの行政区域に線引き・非線引きの都市計画区域が併存する状況となっており、同じ市民間で顕著な不平等が存在しているため、この不合理的解消を求めらる。</p>
	<p>甲府都市計画区域の市街化区域人口については、平成17年から平成32年にかけて約7,000人の人口減少が予測されています。また、世帯数や人口密度の将来予測などからも、住宅地確保を理由として市街化区域の面積を拡大する必要性は認められませんでした。したがって、すべての市街化調整区域において住宅地確保の観点で市街化区域に編入することはできません。(この場合の住宅地確保とは、一定規模の人口を収容するためのまとまった土地の確保ということになります。)</p> <p>甲府都市計画区域では、今後も部分的に開発圧力が高く、市街地の拡大の可能性が高い地区が存在します。都市機能集約型都市構造の実現に向け、人口や都市機能の拡散を抑制し、開発圧力を既存の市街地内に適切に誘導していくためには線引き制度を廃止することはできません。</p> <p>したがって、土地利用規制上の規制水準差を是正するためには、市全域の土地利用方針のもと、非線引き都市計画区域において特定用途制限地域や地区計画などの計画的なまちづくり手法を導入していくことが必要になります。</p>

都市計画区域マスタープラン 意見書概要No.2

意見対象 意見者数 意見書提出日	上野原都市計画区域マスタープラン 1名 平成23年1月13日
------------------------	--------------------------------------

見解及び対応	
見解要旨	意見内容
該当頁 該当項目 最終頁	<p>○ 整備方針図の内、図示する部分が整備済み区間と表示されているが、いまだに整備されていないので表示が間違っている。</p> <p>○ 四日市場上野原線の桂川橋を含む約1km区間は旧上野原町と旧秋山村を結ぶ上野原都市計画の上でも非常に重要な路線である。</p> <p>○ 区間が短くとも正確な表現が必要である。修正を求める。</p>
整備方針図	<p>整備方針図に「整備必要区間」として表示されている区間は、整備について具体的な計画がある区間のみを記載しています。その他の区間において整備済みと位置づけられている場合であっても、今後の交通需要の推移等にに応じて整備の必要性について検討を行っていくこととなります。</p> <p>ご指摘の区間は一次改築済みであり、現時点で明確な改良計画がないため、整備済みとの表示を行っています。</p> <p>なお、ご指摘の区間の内、桂川橋については、現在、耐震化補強にあわせて補修工事等を行っています。補修的な事業であるため、当該整備方針図においては整備区間との表示は行っていません。</p>
	上記のとおりであるため、訂正は行いません。

都市計画区域マスタープランの 策定経過・概要説明について

第138回山梨県都市計画審議会
議案書抜粋

山梨県県土整備部 都市計画課

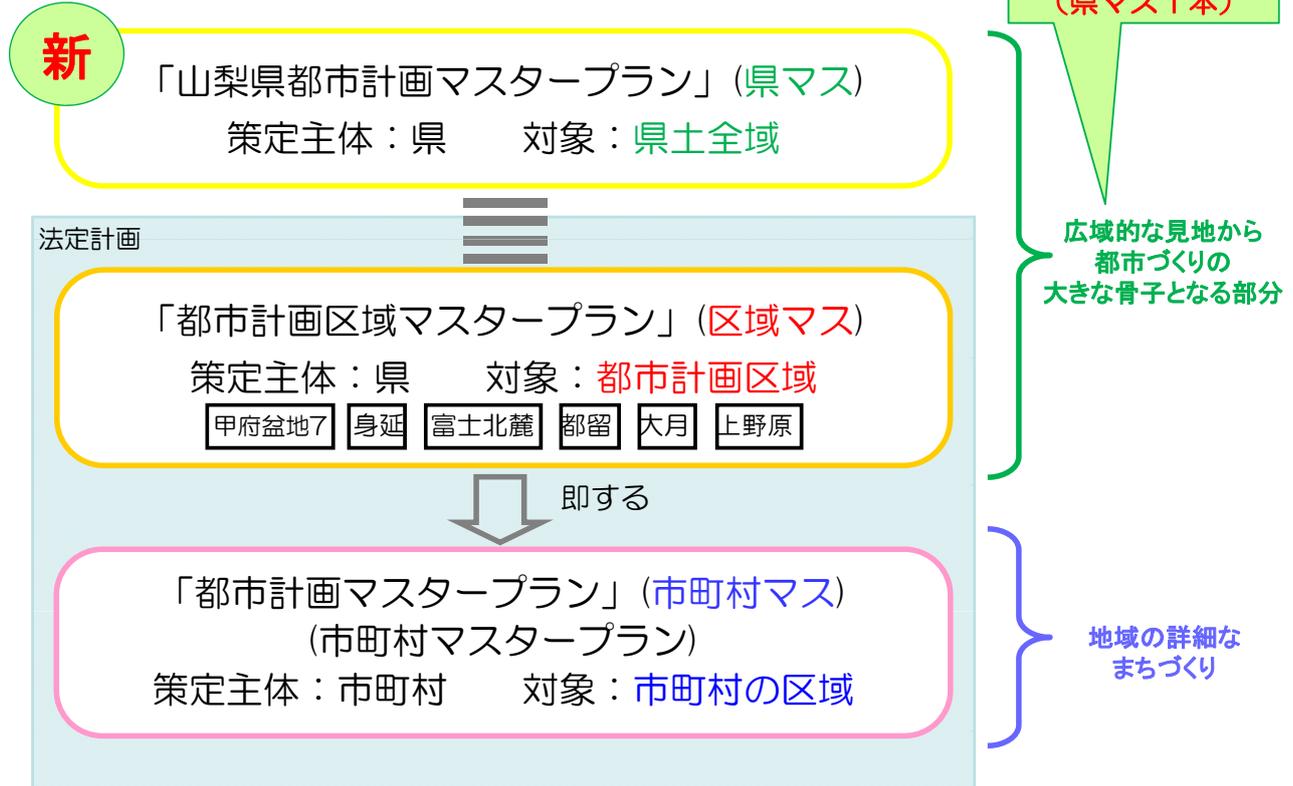
1

5. 都市計画区域マスタープラン（案）

2

5. 都市計画区域マスタープラン（案）

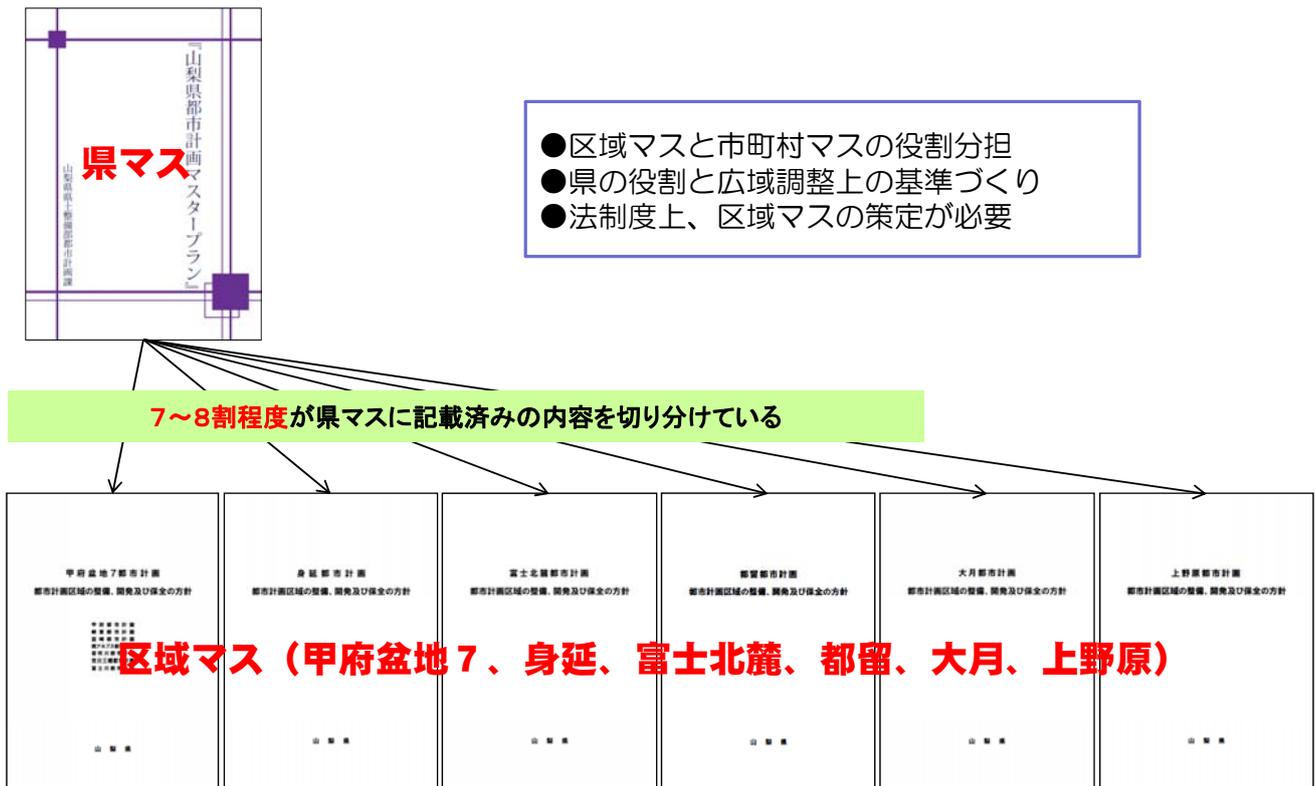
◇各計画の位置づけ



3

5. 都市計画区域マスタープラン（案）

◇各計画の位置づけ



4

◇目次

<p>甲府盆地7都市計画</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>甲府都市計画 峡東都市計画 蓮崎都市計画 南アルプス都市計画 笛吹川都市計画 市川三郷都市計画 富士川都市計画</p> <p>山梨県</p>	<p>目次</p> <p>はじめに…………… 1</p> <p>1. 都市計画区域の現状と課題…………… 2</p> <p>1) 都市計画区域の名称及び範囲…………… 2</p> <p>2) 都市計画区域の現状と課題…………… 2</p> <p>2. 都市計画の目標…………… 6</p> <p>1) 都市計画の目標年次…………… 6</p> <p>2) 都市づくりの基本理念…………… 6</p> <p>3) 将来の都市構造、主要な都市機能の配置…………… 6</p> <p>3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針…………… 9</p> <p>1) 区域区分の有無…………… 9</p> <p>2) 区域区分の方針…………… 10</p> <p>4. 拠点エリアの決定の方針…………… 12</p> <p>1) 拠点方針エリア…………… 12</p> <p>2) 拠点エリアの決定の方針…………… 12</p> <p>5. 主要な都市計画の決定の方針…………… 13</p> <p>1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針…………… 13</p> <p>2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針…………… 18</p> <p>(1) 交通施設の都市計画の決定の方針…………… 18</p> <p>(2) 下水道の都市計画の決定の方針…………… 22</p> <p>(3) 河川の都市計画の決定の方針…………… 23</p> <p>(4) その他の都市施設の都市計画の決定の方針…………… 24</p> <p>3) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針…………… 25</p> <p>4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針…………… 26</p> <p>拠点方針エリア図</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図</p>
---	--

◇はじめに

- ・県マスを上位計画として位置づけていること
- ・すべての都市計画決定は区域マスに即すること
- (・甲府盆地7都市計画を1冊で)

定義

「本7区域」= 甲府盆地の7つの都市計画区域の総称

1. 都市計画区域の現状と課題

2. 都市計画の目標

- ・目標年次は平成32年(2020年)
- ・都市づくりの基本理念
- ・将来の都市構造、主要な都市機能の配置

3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

5. 都市計画区域マスタープラン（案）

◇基本理念

甲府盆地7都市計画区域	市街地を美しい樹園地や豊かな自然が取り囲む 甲府盆地の景観と調和した風格と賑わいのある一体都市群
身延都市計画区域	恵まれた自然・歴史・文化を次代に繋げる 風格と潤いのある都市
富士北麓都市計画区域	富士山・富士五湖等の観光資源、自然、歴史、文化などの 地域特性を守り、活かした一大観光・リゾート都市
都留都市計画区域	学術・歴史・文化が息づく 知的風土の形成された風格のある都市
大月都市計画区域	特徴的な地形が生み出す自然・歴史・文化を洗練させた 美しい景観と潤いのある都市
上野原都市計画区域	豊かな自然と首都圏近郊の立地条件を活かした 潤いの居住と活力ある産業の都市

7

5. 都市計画区域マスタープラン（案）

◇都市計画区域の概況

人口

		平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
甲府盆地7	都市計画区域	580千人	561千人
	市街化区域	261千人	254千人
身延都市計画区域		5千人	4千人
富士北麓都市計画区域		95千人	90千人
都留都市計画区域		29千人	28千人
大月都市計画区域		22千人	18千人
上野原都市計画区域		19千人	16千人

8

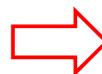
◇都市計画区域の概況

産業規模

	工場出荷額		
	平成12年	平成17年	平成32年
甲府盆地7都市計画区域	17,340億円	15,242億円	19,122億円
身延都市計画区域	177億円	203億円	236億円
富士北麓都市計画区域	3,815億円	4,470億円	5,754億円
都留都市計画区域	665億円	685億円	880億円
大月都市計画区域	710億円	396億円	533億円
上野原都市計画区域	621億円	639億円	799億円

4. 拠点エリアの決定の方針

- ・方針エリアと拠点エリア
- ・拠点エリアの決定の方針



新たに追加

5. 主要な都市計画の決定の方針

- ・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針
- ・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

◇方針エリアと拠点エリア

- ・方針エリアとは、県が都市計画区域マスタープランで定める拠点の範囲
- ・拠点エリアとは、市町村が方針エリアをもとに定めることができる拠点の詳細な範囲
ただし、市町村が拠点エリアを定めない間は、「方針エリア」＝「拠点エリア」



○ 方針エリア
 □ 拠点エリア
 ※拠点エリアは、別途「**拠点エリアの決定基準**」に基づいて県と市町村が協議を行った上でその範囲を決定するものとします。

◇市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

大規模集客施設の立地に係る土地利用

●新たな大規模集客施設の立地可能な都市計画

- 近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- 開発整備促進区を定める地区計画

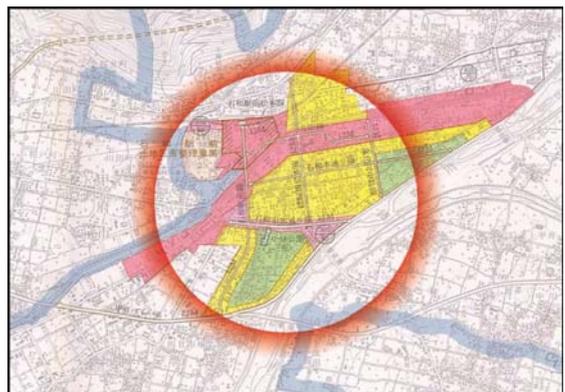
拠点エリア内	拠点エリア外
○	原則×

例外

拠点エリア外のうち高速道路IC周辺等で、広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、周辺市町村との広域調整が整う見込みがある場合にはこの限りでない。

策定方針（答申抜粋） P.4

6. 主要な都市計画に関する方針
 1) 土地利用について
 ① 拠点の土地利用
 広域的に都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設の立地を拠点に誘導するためには、拠点以外の地域において大規模集客施設の立地をコントロールする必要がある。



5. 都市計画区域マスタープラン（案）

◇住民説明会当日意見、アンケート、公聴会公述意見のまとめ

住民意見

- ①住民説明会当日意見
- ②住民説明会アンケート意見
- ③公聴会公述意見

延べ162件の意見

都市構造について	59
拠点以外の地域への配慮が必要である。	28
拠点以外の地域が衰退してしまうのではないか。	12
拠点エリア外の高速道路インターチェンジ周辺の大規模集客施設開発の余地を残すべきではないか。	11
開発を抑制しすぎではないか。	5
拠点の選定や条件が適切でない。	14
県内に選定された拠点の数が多いのではないか。（特に甲府都市計画区域内）	6
病院は拠点に集約する必要がないのではないか。	1
災害によって機能しなくなるような場所を拠点とするべきではない。	4
概ね半径1kmで示されたエリアが地勢等にあっていない。	2
区域マスに拠点エリアを示すことは地価の上昇につながり、都市機能の集約などが難しくなるのではないか。	1
リニアへの対応が必要である。	11
区域マスにリニアの方針を積極的に打ち出すべきではないか。	11
集約型都市構造以外の方法を検討すべきである。	6
都市機能集約型都市構造ではなく、住む場所も集約するようなコンパクトシティを目指すべきである。	6

5. 都市計画区域マスタープラン（案）

◇住民説明会当日意見、アンケート、公聴会公述意見のまとめ

拠点エリア外の高速道路インターチェンジ周辺の大規模集客施設開発の余地を残すべきではないか。	11
開発を抑制しすぎではないか。	5

●新たな大規模集客施設の立地可能な都市計画

- 近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- 開発整備促進区を定める地区計画

例外

地域が過去に長い時間をかけて土地利用を検討してきた高速道路IC周辺などについて、一方的に、一律に制限を行うのではなく、今後、県が果たす重要な役割である **広域調整上**の観点から、

①地域住民が求めるもの

②地元市町村が必要であるとするもの

③影響が及ぶと想定される周辺市町村の同意が得られるもの

に限って例外的に認められるよう修正。

◇その他の都市計画の決定の方針

区域区分の有無の決定の方針.....

都市計画区域	甲府	峡東	韭崎	南アルプス	笛吹川	市川三郷	富士川	身延	富士北麓	都留	大月	上野原
区域区分	有	無										



甲府都市計画区域	平成22年 （現在）	平成32年 （目標年）
市街化区域面積	約5,628ha	約5,628ha

策定方針（答申抜粋） P.3

5. 区域区分の方針

現在、区域区分を行っている甲府都市計画区域については、既に人口が減少に転じていて増加傾向にある世帯数についても将来は減少に転じるものと予想される。しかしながら、このような状況は区域内で一律ではなく、今後も開発圧力が比較的に高い地区が存在する。このため、当面、区域区分を継続し、開発圧力を市街地内に適正に誘導していくことが必要であると考えます。

その他の11都市計画区域については、人口や産業の見通し等からこれまでどおり区域区分を行わずに都市づくりを進めることが望ましい。

5. 都市計画区域マスタープラン（案）

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

拠点

拠点エリア内であっても、既成市街地以外への新たな市街地の拡大は極力避け、既成市街地の整備や土地の有効利用を優先するものとします。

広域拠点	・中枢業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、商業等の都市機能の集約を図るため、都市機能の複合化も可能な土地の高度利用を積極的に進めます。
地域拠点	・行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、複数の都市機能が集約可能な比較的高密度な土地利用を図ります。
既存都市機能立地地区	・地域の独自性や周辺の都市機能の立地状況を十分考慮し、拠点エリアとその周辺の土地利用を総合的に計画します。
都市機能補完地区	・商業等に偏った都市機能だけに頼ることなく、持続可能性の観点から地域でまちづくりの方向性を十分協議し、目指すべき市街地像をもって土地利用を図ることが望ましいと考えます。

地区拠点

・日常生活に密着したサービスを提供する都市機能を集約するなど、都市機能集約型都市構造の基本理念に基づいて、市町村が具体的な土地利用を図ります。



策定方針（答申抜粋） P.4

6. 主要な都市計画に関する方針

1) 土地利用について

① 拠点の土地利用

「都市機能集約型都市構造」の実現を目指し、今後は、医療、教育、文化及び商業等の都市機能の郊外への拡散を抑制し、拠点に立地誘導していくことが必要である。

このためには、拠点が活力、賑わい及び潤いなどの都市空間としての魅力を維持・創出できるように必要な投資を重点的に行っていく必要がある。

17

5. 都市計画区域マスタープラン（案）

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

低未利用地の土地利用

● 地域に応じた低未利用地の活用

近年、既成市街地において空き地・空き家が増加し、地域の目指すまちづくりに支障が生じているが、人口の減少に伴い、今後市街地全域でこの傾向に拍車がかかるものと予想される。このため、駐車場、資材置場等望ましくない土地利用への転換を防ぎ、地域におけるニーズに即した土地利用が図られるよう、緑地への転換なども視野に入れ、地区計画制度の活用などを検討する。

策定方針（答申抜粋） P.4

6. 主要な都市計画に関する方針

1) 土地利用について

③ 低未利用地の土地利用

近年、既存市街地において人口減少などによる空き地・空き家が増加し、今後は市街地全体でこの傾向に拍車がかかるものと予想される。

これらの低未利用地の土地利用については、地域の活力・魅力を低下させることのないよう、地域のニーズにも配慮して、より幅広い利用の実現に向け取り組む必要がある。

18

景観まちづくりの推進

●都市、地域の顔となる景観づくり

地域の顔となる拠点等において、風格と賑わいのある市街地景観を形成するとともに、歴史・文化的資源を活かした景観づくりや水と緑に調和した景観づくりなど、地区の個性を一層引き出すような景観形成を推進する。このため、必要に応じて景観計画等に基づく建築物の高さ・意匠・形態・色彩等の基準を示すことにより、地域の特性に応じた良好なまちなみ景観への誘導を図る。

策定方針（答申抜粋） P.5

6. 主要な都市計画に関する方針

3) 景観及び自然環境

山梨県は、周囲を囲む雄大な山々、緑豊かな森林、清らかな河川や湖など恵まれた自然環境を有している。また、至る所に地域固有の歴史文化資源が点在している。これからの地域づくりには、これらの資源の保全と活用は重要である。

また、本県には、ぶどうやももなどの果樹園、棚田など四季を感じさせてくれる美しい田園景観がある。これらの景観を地域の財産として保全し、都市と農村との交流の活性化に活用することも重要である。山梨ならではの良好な自然環境の保全や自然環境と調和した地域づくりへの取り組みが都市計画の中でも求められている。

非線引き都市計画区域の白地地域の土地利用の方針

●都市、甲府都市計画区域に隣接・近接する非線引き都市計画区域の白地地域の土地利用

韮崎市、南アルプス市、笛吹市、市川三郷町など甲府都市計画区域に隣接する非線引き都市計画区域の白地地域についても、隣接する市街化調整区域との規制格差が大きく、目指すべき都市構造に与える影響も小さくないことから、特定用途制限地域や地区計画などの制度を活用することにより、土地利用規制格差の是正を検討する。

策定方針（答申抜粋） P.4

6. 主要な都市計画に関する方針

1) 土地利用について

② 郊外の土地利用

甲府都市計画区域の縁辺部には、市街化調整区域と非線引き都市計画区域の白地地域が隣接しているところがあるが、各々の地域の土地利用規制には大きな格差があるため、市街化を想定していない白地地域へ開発圧力が集中し、計画的な都市づくりに支障を来しているケースが見られる。

このため、県及び関係市町村が連携し、土地利用規制格差の是正を図ることが望まれる。

都市計画道路の見直し

長期にわたり未整備となっている都市計画道路については、都市の目指すべき将来像や地域のまちづくりとの整合性を図り、将来交通需要への適切な対応、より効果的・効率的な整備を行うため、計画の変更・廃止を含めて市町村と連携しながら見直し等について検討を行う。

都市計画下水道の見直し

人口減少等の社会情勢の変化から、費用対効果が低下していることや厳しい財政状況等により整備に相当の年月がかかることなどを考慮し、地域住民への説明責任を十分果たす中で、下水道事業以外の手法により、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るような都市計画下水道の変更についても必要に応じて検討していく。

策定方針（答申抜粋） P.5

6. 主要な都市計画に関する方針 2) 都市施設

長期にわたり未整備の都市計画施設については、計画の変更・廃止を含めて見直しを検討していく必要がある。